

## 「沖縄県における工事等請負契約に係る指名停止等措置要領」の解釈及び運用について

- 1 第8条第2項中「明らかに当該指名停止について責めを負わないと認められる者」とは、分担施工型の共同企業体(いわゆる乙型共同企業体)で責任工区が明確な場合等、責めを負わないと特定できる者をいう。
- 2 別表第1の2号中「工事を粗雑にした」場合とは、発注者の検査や会計検査院により指摘されたとき等で工作物に契約不適合があることが明らかになった場合をいう。
- 3 別表1の5号から8号の規定は、次の場合は原則として適用しない。
  - (1) 発注者の責に帰すべき事由により発生した工事事務
  - (2) 事故の原因が作業員個人の責に帰すべきものであると認められる場合  
(例えば、公道上において車両により資材を運搬している際のわき見運転により生じた事故等)
  - (3) 事故の原因が第三者の行為によるものと認められる場合  
(例えば、適切に管理されていたと認められる工事現場内に第三者の車両が無断で進入したことにより生じた事故等)
- 4 別表第1の第5号及び第6号中「公衆」とは、当該建設工事の契約における発注者、施工者等工事関係者を除く第三者全般をいう。
- 5 別表第2第1号及び第2号中「役員」とは、次のものをいう。
  - (1) 株式会社、有限会社の場合にあつては取締役
  - (2) 合名会社の場合にあつては社員
  - (3) 合資会社の場合にあつては無限責任社員
  - (4) 企業組合、協同組合等の場合にあつては理事等業務執行に携わる者
  - (5) 共同企業体の場合にあつては構成員の代表者  
ただし、その構成員が法人の場合にあつては当該構成員の役員
- 6 別表第2第1号のイ中「代表権を有すると認められる肩書を付した役員」とは、専務取締役以上の肩書をいう。
- 7 別表第2第4号及び第5号中「工事の契約の相手方として不相当であると認められるとき」とは、次のときをいう。
  - (1) 公正取引委員会による処分の場合、排除措置命令又は課徴金納付命令があつたとき。
  - (2) 公正取引委員会から検察当局へ告発された場合は、そのとき。
  - (3) 法人の代表者又は個人並びにその代理人や使用人等が逮捕又は公訴を提起されたとき。
- 8 別表第2第13号中「不正又は不誠実な行為」とは、次のような場合をいう。
  - (1) 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が、県内において、業務に関する法令違反の容疑により逮捕又は起訴された場合
  - (2) 監督員又は検査員の職務の執行を妨げた場合
  - (3) 県内において脱税により税務当局から告発された場合

- (4) 県発注工事に関して、落札決定後の契約締結辞退、有資格業者の過失による入札手続の大幅な遅延等の著しく信頼関係を損なう行為があった場合
- 9 別表第2第15号から第20号中「暴力団関係者」とは、暴力団の構成員及び暴力団に協力し、又は、関与する等これと交わりを持つ者をいう。
- 10 別表第2第17号中「暴力団又は暴力団関係者に対して資金等を供給し」には、暴力団又は暴力団関係者が座元になっている模合等に加入した場合を含む。
- 11 別表第2第17号中「便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し」とは、次のような場合等をいう。
- (1) 社会通念上の範囲を超えて、商取引及び冠婚葬祭等を行った場合
  - (2) 暴力団関係者を不当に高い価格で下請業者として使用した場合
  - (3) 暴力団関係者から不当に低い価格で工事等を請け負った場合
  - (4) 工事等の施工に関し、騒音迷惑料、地域対策費等名目のいかんを問わず正当な理由のない金品を与えた場合
- (注) 「与えた」とは、自発的に与えたことをいい、脅迫による場合は含まないが、脅迫されたことを確認するには、警察等捜査機関の証明を要するものとする。
- 12 別表第2第18号中「密接な交際」とは、例えば、友人又は知人として、会食、遊技、旅行、スポーツ等を共にするなどの交遊をしていることである。年1回でもその事実がある場合には当該要件に該当するものとする。
- 13 別表第2第18号中「社会的に非難される関係」とは、例えば、構成員等を自ら主催するパーティーその他の会合に招待するような関係又は構成員等が主催するパーティーその他の会合に出席するような関係である。
- 14 別表第1及び第2中「逮捕又は公訴を知った日」及び「刑事告発を知った日」とは、指名停止審査会において事実を確認した日とする。
- 15 別表第1及び第2中「当該認定をした日」とは、部長が決裁した日とする。